

酒 販 通 信

令和6年（2024）
12月25日発行

第689号

発行所 ■ 全国小売酒販組合中央会 〒153-8640東京都目黒区中目黒2-1-27 Tel.03(3714)0172 Fax.050(3730)1064
 発行人 ■ 全国小売酒販組合中央会代表者 吉田 精孝
 編集・制作 ■ 全国小売酒販組合中央会 Tel.03(3714)0172
 定価 ■ 100円（税込）

全国小売酒販組合中央会

令和7年 年頭所感

中央会の役割を果たす



全国小売酒販組合中央会 会長 吉田 精孝

令和7年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。組合員の皆様、関係者の皆様には、日頃より当会の活動にご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。昨年元日に発生した能登半島地震では、鳳珠小売酒販組合、七尾小売酒販組合をはじめ多くの組合員の皆様が、店舗や自宅の全半壊、商品の破損等の被害に見舞われまし。被災状況を踏まえ速やかに三団体会長にて協議し、義援金のお願いをさせていただきました。皆様のあたたかいご協力に改めて御礼申し上げます。また、今もなお生活再建の最中にある組合員の皆様が、多くいらつしやることに、心を痛めております。昨年は各地で地震や風水害がございました。被災された皆様の一日も早い復興をお祈りするとともに、引き続き中央会としてできることをさせていただきます。としたいと思います。

昨年は酒類を取り巻く環境の変化を肌で感じる一年だったように思います。2月には厚生労働省が「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を公表しました。ガイドラインは、アルコール健康障害の発生を防止するため、国民がアルコールに関連する問題への関心と理解を深め、不適切な飲酒を減らすために活用されることを目的とする「ものです。取り纏めに際しては、酒類業中央団体連絡協議会やアルコール問題WGでも、検討を重ね、酒類業界の意見を反映させてきました。が、「飲酒は健康に悪影響がある」と取られるような報道も一部で見られることから、ガイドラインの趣旨の周知が、引き続きの課題であると認識しています。

また、11月には改正道路交通过法が施行され、自転車、自走車、バイクの携帯電話の使用（ながらスマホ）と酒気帯び運転の罰則が強化されました。販売場においては、自走車で来店されるお客様への声かけなど対応が必要な場合があるとともに、「20歳未満飲酒防止・飲酒運搬撲滅全国統一キャンペーン」では、自転車の飲酒運搬についても注意を呼び掛けていただければと思います。

キャンペーンは、小売酒販組合の重要な事業として定着し、地域でも認知され、関係各所からも評価をいただいております。これもひとえに各組合並びに組合員の皆様のご尽力のおかげでございます。各地域のご負担を少しでも軽減し、今後も小売酒販組合の代表的な活動の一つとしてキャンペーンを継続していけるよう、中央会としても一層のサポートを図りたいと考えております。

政策提言については、経済団体より提出された規制改革要望である「デジタル技術を活用した完全無人店舗での酒類の販売」に際し、「反対」の立場で活動を行っています。様々な分野でデジタル技術が活用されていますが、酒類の販売に際しては、20歳未満の飲酒防止のみならず、飲酒運搬やアルコール健康障害の抑制、さらに地域の安心や安全といった幅広い観点から、その在り方を検討しなければなりません。消費者の利便性、経営の合理化のみを追求することは、中長期的にみれば真の消費者利益とは言えないのではないのでしょうか。我が国は酒類がいつでもどこでも買える状況にあります。酒類の特殊性から販売や購入に際しては、一定の制約があつて然るべきと考えています。これはWHOをはじめとする世界的潮流であり、国税庁や厚生労働省とも認識を共有するものです。維持すべきところと変化すべきところをしっかりと見極め、必要な対応をしてまいります。

中央会は昨年6月の総会で役員改選が行われ新体制となり、高き緊張感と使命感を持って、業界を取り巻く環境を俯瞰し、社会的使命を果たしてまいります。

結びに、本年が皆様にとって、よい年になることを祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

【組合員の皆様へ】「FAX旬報」及び「酒政連だより」のメール配信をご希望の方は所属組合を通して中央会へお申し込み下さい。



実を結ぶ一年へ

全国酒販協同組合連合会 会長 眞柳 正裕



令和7年の新春を迎えるにあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。全国の組合員・役員皆様をはじめ、関係業界各位のご繁栄を心から祈念申し上げるとともに、日頃より、全酒協事業に温かいご支援・ご協力に対し、衷心より感謝の意を表するものであります。

私は昨年6月の総会および理事会に於きまして、役員任期満了に伴う理事・監事の改選が行われ、会長の大役を仰せつかり、正に身の引き締まる思いであります。今後も全酒協の健全経営を堅持し、皆様の要望に真摯に耳を傾け、それに応えられるよう、本年も全力を尽くす所存であります。

昨年は1月1日の能登半島地震、更に被災地を襲った9月の豪雨による二次災害に遭われた被災者もおられました。被災された方々には、体力的にも精神的にも大変つらい一年になられたと思われまします。今でも、被災者方々の復旧には、まだまだ遠い道のりのように思われます。全酒協として地震

直後には飲料水の支援物資、見舞金支給を行い、また、ビール共通券売上の一部を被災県連へ送り支援しております。

世界情勢を見ますと、今月、ドナルド・トランプ氏が大統領に就任し、加えて連邦議会の上下両院とも共和党が過半数を占め、トランプ氏自身の政策が推し進めやすい体制となります。今後の米国の政策により、ウクライナとロシア、イスラエルとイスラム過激派との戦争の行方、米国と欧州・中国・中東との関係がどのように動いていくのか、米国と日本が良好な関係を構築できるのか、日本経済への影響がどのように動くのか、関心の高い1年になるのではないかと感じます。

国内的には、令和4年1月頃から始まった、食品をはじめにいろいろな商品の値上げが相次ぎ、その年の10月には、ビールメーカー各社は、包装資材・原材料価格の高騰に加え、物流費などのコスト高を要因に、ビール価格も値上げ

をしました。更に、昨年10月にビール価格を本年4月から値上げする旨の発表を行いましたので、市場動向等を注視してまいります。

商品関係では昨年11月、東京・上野恩賜公園で開催されました「酒屋角打ちフェス」でPB清酒「特別純米酒えびす寿」をはじめ「純米吟醸酒えびす寿」「特別本醸造えびす寿」を出品し、一般消費者の方々が飲まれ、誰もが「美味しい」と感想を言って頂き、瓶を1本購入していかれた方もおられました。是非、皆様方のお客様にお勧め頂きたいと思えます。

我々の組織は、一人一人は小さいけれど大きく集まれば大きな力を発揮することが出来ます。その為にも組合員・組合皆様方のご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本年は巳年です。脱皮のイメージから巳年は「復活と再生」という意味や「巳」を「実」にかけて「実を結ぶ」とも聞きます。酒類業界がますますの発展を遂げ、皆様方の商売が実を結ぶような一年でありますようにご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

私 は な つ き
本格芋焼酎

甘味の余韻とドライなキレ味

● 芋のやさしい香りと甘味
● すっきりとした後味

全酒販協同組合連合会

えびす 寿
特別本醸造酒

軟水作りのふくよかな香り

● 甜軟水
● 滑らかな口当たり
● 深みのある香り

えびす 寿
特別純米酒

優しい純米酒

● 甜軟水
● 優しい口当たり

えびす 寿
純米吟醸酒

雲室貯蔵のまろやかなお酒

● 雲室貯蔵の純米 (5年貯蔵)
● 優しい口当たり・まろやかな口当たり



協同組合の理念に立ち返る

全国酒販生活協同組合 会長 三橋 敏弘



新春を迎え、全国の組合員・役員各位をはじめ、関係業界・団体各位のご多幸とご繁栄を心からお祈り申し上げるとともに、平素の温かいご協力に対し、衷心より感謝の意を表すものでございます。昨年、能登半島地震を含む自然災害が多発し、多くの地域が甚大な被害を受けました。特に、令和6年元旦に発生したM7.6の大地震は、石川県を中心に北陸地方の広範囲に影響を及ぼしました。この地震により、多くの方々が亡くなり、また多数の建物が損壊しました。あらためて被災を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。被災地の皆様のご健康と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、日本は人口減少と少子・超高齢化社会が進み、経済、労働、社会保障など、さまざまな分野に影響を及ぼしています。また円安により、食品価格は上昇し家計への打撃も長期化しております。一方、気候変動など地球温暖化の進行は「気候危機」と言われています。「地球沸騰化」と言われる中で、頻発化、激甚化している大規模自然災害等の現状を鑑みれば、事前の備えとしての共済の役割は、災害リスク管理においてますます重要性を増しています。令和3年度、令和5年度の3年間、当組合が風水害被害の共済加

入者に対して支払った共済金は1億1,900万円を超え、被災した加入者の生活の安心を提供するという共済事業の役割を果たすことができました。これからも、組合員・加入者の生活の安心のために力を尽くすことが、酒販共済の役割であると決意を新たにしております。異常気象が原因と言われる自然災害は、今後も発生するところが懸念されます。我々一人ひとりに自分自身や家族の生命と財産を守るための備えが強く求められています。

本組合の共済事業は、私たちの生活を脅かす様々な危険に對して、組合員相互に助け合う保障事業であり、今日の社会環境では「相互扶助」を基本とする協同組合の果たす役割はますます大きくなっています。

こうしたなか本年は、「ひとり」は万人のために、万人はひとりのために」という協同組合の理念に立ち返り、組合員に対して組合事業を利用することの意義を働きかけ、共済制度の価値を理解していただくながら、ひとりでも多く共済事業への参画を求めてまいります。

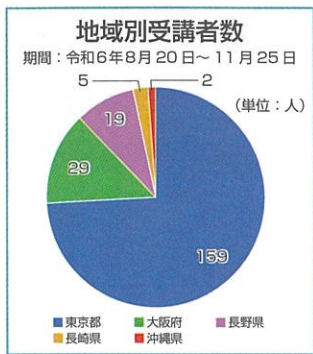
本年も、皆様方の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げますとともに、ご健康とご多幸を心からお祈りし、新年のご挨拶いたします。

酒類販売管理研修 eラーニング研修レポート

中央会では令和6年8月20日より、インターネット環境があれば24時間受講可能なeラーニングによる酒類販売管理研修(eラーニング研修)を実施しています。先行実施地域として、販売場の所在地が東京都、大阪府、長野県、長崎県、沖縄県にある方を対象として運用を開始し、約3ヶ月経ちました。eラーニング研修の受講状況や受講者に回答いただいたアンケート結果等をご報告いたします。(11月末現在)

①受講者数と属性について

8月20日～11月25日(98日間)の総受講者数は、214名でした。そのうち、約75%が東京の受講者(159名)で、次いで大阪(29名)、長野(19名)、長崎(5名)、沖縄(2名)となります。受講者のうち組合員は14名、非組合員・不明は200名でした。



業態別では、通信販売(27名)、その他(百貨店・メーカーなど/27名)の方が多く受講しています。

②受講理由と受講しての感想

eラーニング研修を受講した理由としては、離島、妊娠・子育て、体調等の都合で移動が難しい、急な異動ですぐに受講が必要だった、といった回答が多くありました。また、集合研修を受けようとしたが「定員となり受付を終了していた」、「日程が合わなかった」、「組合に問い合わせをしたが不在で、ホームページやメール等もなく、受付状況や申込方法がわからなかった」といった回答も複数ありました。

eラーニング研修を受講した感想では、「受講態度をチェックするカメラの精度が高く、受講時間が長かった」といった意見が複数ありましたが、内容については、概ね「良かった」との回答が多数を占めています。

③今後について

講師不足等により研修開催数が少ない地域や、様々な理由で受講が難しい方の受け皿として、eラーニング研修が機能することを目指します。また、eラーニング研修を実施したい、あるいは検討中の連合会への説明等を引き続き行ってまいります。

eラーニング研修は集合研修を補完するものであり、今後も、酒類販売管理研修は集合研修が中心となります。質の向上とともに、必要に応じて開催数を増やしたり、ホームページを整備し、受付状況等を掲載いただき受講者の利便性を高めることも大切です。中央会としても出来る限りのサポートをしてまいります。

ブロック会議報告

質疑応答まとめ

10月、11月にかけて各地で開催されたブロック会議に吉田会長が出席し、中央情勢報告をいたしました。また、頂いたご質問等をまとめましたので、ご覧ください。(紙面の都合上、主なご質問、ご意見のみ掲載しています。)

質問 今後の中央会(小売酒販組合)・政治連盟のウイジョンについて質問する。
回答 我々小売酒販組合が行うことは免許制度の堅持、アルコールに起因する様々な課題の解決や軽減、酒類の適正な販売管理の確保のための酒類販売管理研修や社会貢献活動の実施、新型コロナウイルスなど予測不能な事態への対応等だ。これらに加え、小売酒販組合が必要とされる組織であり続けるために、令和7年度「酒税等に関する要望書」以下、「要望書」に小売酒販組合の業務拡充を盛り込み国税庁へ要望している。今後

も継続していく。
質問 経団連より、完全無人店舗の酒類の販売を可能とするよう求める旨の要望が提出された。どう対応するか。
回答 「要望書」でも完全無人店舗での酒類の販売禁止を盛り込んでいる。酒類の販売・購入に際しては一定の制約があつて然るべきと考える。行政・政治に対し「反対」の立場で要望をしていく。

質問 組合法92条(交付金の交付)の実現に向けてどのような取り組みや活動をしているか。
回答 平成31年に「要望書」に盛り込んで以降、継続して行政・政治へ要望を行っている。一朝一夕で実現するものではないため、粘り強く要望する一方で、社会が必要とされる組織であることがすべての組織にとって「生かされる要件」であることから、小売酒販組合の業務拡充を要望するほか、社会貢献活動の充実を

はかり地域社会に積極的に貢献したい。昨今の国内外の状況から「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」は一層重要であり、各組合が今後も継続して頂けるよう負担を少しでも減らす努力をしていく。
質問 地区組合の組合員数が減少し、存続が難しくなつてきている。どう考えるか。
回答 大幅な事務統合や県連一本化をはかった例もあり、要請があれば個別にその方法などをお伝えしている。組合員数が減少している理由は一つではないが、「自分が新規免許者だったらどのような組合であれば入りたいか。」を考えることが大切だと思う。経済的なメリットを示すことができな小売酒販組合であるが、都心・地方に関わらず、新規加入がある組合に共通しているのは、イベントや研修会、キャンペーンなど、「活動」があることだ。このような活動を少しでも参考としていただけるよう中央会としても把握・周知をしていきたい。



令和6年 11月1日~ 道路交通法改正

令和6年11月1日、改正道路交通法が施行され、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。また、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながらスマホ」の罰則が強化されました。

自転車の酒気帯び運転に関しては、運転をした本人はもちろん、酒気帯び運転をするおそれがある者に対し酒類を提供した者等、酒気帯び運転をほう助した者にも罰則が科されます。

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則

違反者

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

自転車の提供

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者

2年以下の懲役または30万円以下の罰金



祝 ユネスコ無形文化遺産登録 「伝統的酒造り」 「伝統的酒造り」ポスター配布決定! 「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたのに際し、組合員の皆様へポスター(A2サイズ)が配布されます。各国税局・税務署を通じて、令和7年1月中旬に各組合へ配布される予定です。

回収・返却にご協力願います

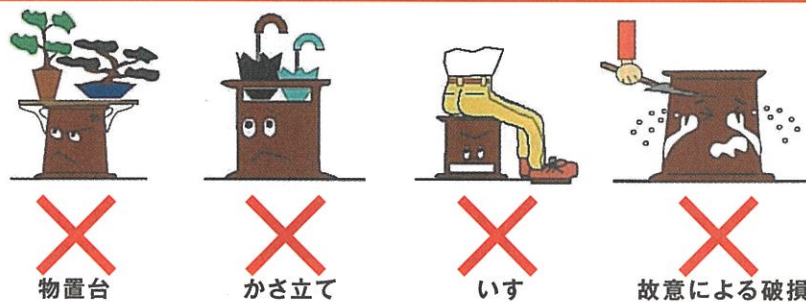


新日本流通株式会社所有の専用**プラ箱**（6本入）は、1.8リットルびんの流通のための「**お酒のケース**」です。

1.8リットルびんと同じく**回収・洗浄**して何度も繰り返し**リユース**し、**環境に優しい**「お酒のケース」です。

下の絵のような使い方や故意の破損、転売などは一切できません。

お客様先で見かけられた場合は、回収にご協力願います。
返却は、空びん回収業者・卸酒販店へお願いします。



このような使い方はしないで下さい!!

プラ箱に関するお問い合わせは



新日本流通株式会社

ホームページ <https://snr6p.co.jp/>



〒662-0971 兵庫県西宮市和上町6番10号 TEL:0798-23-7031 FAX:0798-23-7038

 **0120-079-890**

※お問い合わせは月～金曜日（祝日除く）9時00分～17時00分をお願いします。

※フリーダイヤルの場合は、電話機の種類（IP電話・光電話等）によってご利用になれない場合があります。



当社は昭和48年（1974年）より1.8リットルびん用流通プラ箱のレンタル事業を展開してまいりました。

このプラ箱は使い捨てではなく、リユース（再使用・反復使用）を基本としており、資源保護にも貢献しております。

環境にやさしいリユースには、このプラ箱のスムーズな流通と回収が必要となっております。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

新年あけましておめでとうございます
 今年も酒販生協をよろしくお祈いします



総合共済

災害を加入で結ぶ助け合い

年間掛金 … 1口 2,000円 最高加入限度 … 20口 (年間掛金 40,000円)

火災共済

火災 爆発

最高保障額 **2160万円**
[20口加入の場合]

自然災害共済

風水害・雪害 落雷

最高保障額 **100万円**
[20口加入の場合]

災害見舞金

地震 車両飛込み

最高額 **10万円**
[20口加入の場合]

生命共済

死亡

普通死亡 64歳以下…40万円
 65~79歳…30万円
 80歳以上…20万円

火災・交通事故入院

火災・交通事故死亡 全年齢…100万円
 火災・交通事故入院見舞金 全年齢…6万円
 最高保障額 **100万円** [20口加入の場合]

☆お申込み・お問い合わせは、
 各地の組合または
 全国酒販生活協同組合
 TEL：03-3714-0175
 東京都目黒区中目黒2-1-27



詳しくは、酒販共済リーフレットをご参照ください。



迎春



令和七年元日

旧年中は「がん保険」「医療保険」を
ご継続賜り厚く御礼申し上げます
本年は治療方法に適応した保障への
見直しを是非お考え下さい

アフラック募集代理店
株式会社 川口

〒153-0061 東京都目黒区中目黒二-1-1二十七
全国酒販生活協同組合内
☎0120-4888-42



全国酒販生活協同組合担当
募集代理店

株式会社 川口

☎ **0120-4888-42** AM9:00~PM4:00(月~金)
〒153-0061 東京都目黒区中目黒2-1-27 全国酒販生活協同組合内 TEL: 03-3714-0292 FAX: 03-3710-8230
E-mail kawaguchi555@ak.wakwak.com

引受保険会社

Aflac アフラック

東京総合支社 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種手続き TEL 03-3344-1580
アフラックホームページアドレス <https://www.aflac.co.jp/>

令和6年度 秋の叙勲、褒章受章者

令和6年度秋の叙勲・褒章が発令され、酒類小売業界から3名の方が受章されました。受章者の皆様の長年のご尽力に敬意を表するとともに、謹んでお祝い申し上げます。

旭日小綬章



脇田 捷治様

京都府小売酒販組合連合会 会長
元全国小売酒販組合中央会 副会長
株式会社 脇田商店 社長

藍綬褒章



廣瀬 範三様

元長崎県小売酒販組合連合会 会長
元全国小売酒販組合中央会 副会長
広瀬本舗 代表



村上 栄司様

福岡県小売酒販組合連合会 会長
全国酒販協同組合連合会 常務理事
村上酒店 代表

令和7年夏の参院選 酒政連推薦

有村治子 参議院議員(比例代表)

推薦状を手交

令和6年12月10日、酒政連吉田会長は、令和7年7月に行われる参議院 比例代表(全国区)選挙の酒政連推薦候補である有村治子参議院議員へ推薦状を手交いたしました。

有村議員からは「この度のご推薦大変ありがたく存じます。小売酒販の皆様のお悩みやご要望を伺いながら、ご期待に添えるよう精一杯頑張っております。」とのコメントがありました。



「国政報告会」の様子

大阪(上)と東京(下)で開催された国政報告会に参加



昨年12月にユネスコが日本の「伝統的造り」を無形文化遺産に登録することを決定しましたが、有村議員は先人より受け継がれてきた「日本の伝統文化を守るのが、国会人の大事な務めの一つ」との想いで、登録に向けて尽力されてきたほか、國酒の魅力を広げる活動に長年取んでいらっしゃいます。

また、酒類小売業界、小売酒販組合の状況にも気を配られ、業界の様々な要望や相談に真摯に向き合い、行動に移してくださる力強い「酒屋さんの応援団」です。

全国研修会 in 金沢 開催!

令和6年10月5日(土)、全国小売酒販青年協議会(全酒青・永田博之会長)全国研修会が石川県金沢市で開催され、12都道府県の会員とオブザーバー併せて50人が参加し、しいのき迎賓館にて開催された「サケマルシェ」の視察を行いました。

サケマルシェでは、石川県の地酒や石川県内屈指の名店による料理が出店され、飲食にはチケットの「マルシェ」の購入が必要となり、料理は4~9マルシェ、地酒は1~4マルシェで楽しむことができました。(1マルシェ200円)

当日の様子



中央会 吉田会長、石川県連 井波会長にもご参加いただきました

イベントの視察後、令和6年1月に発生した能登半島地震で被災された組合員より震災の現状について講演が行われました。また、参加者は全酒青役員を中心としたグループに分かれ、サケマルシェや青年会の今後など、様々な議題について意見交換会を行いました。

サケマルシェでは、参加者からは「魅力がいっぱい。もっと様々なお酒が飲みたかった。」「1日だけのイベントではもったいない。数日開催されるといい。」といった感想が述べられるなど、全国研修会は大いに盛り上がりました。



全酒青では、様々な活動を行っています!興味のある方は、お気軽に全国小売酒販青年協議会(Tel: 03-3714-0172)までお問合せください!